

戦前期の関西圏における都市公園内野球場の設立に関する研究 —兵庫県立明石公園野球場、住之江公園野球場、京都市西京極総合運動公園 野球場の 3 球場に着目して—

A study on establishment of the baseball stadium in the city park in the Kansai area
of prewar: Focusing on three baseball stadiums, Hyogo prefectural Akashi park
baseball stadium, Suminoe park baseball stadium and Kyoto municipal
Nishikyogoku baseball stadium

松丸 将

Masashi MATSUMARU

1. 研究の動機

日本における野球場の起源をたどれば、当然ながら、日本人が野球を受容した明治期に行きつく。しかし、野球場の設立が相次ぐのは、東京六大学野球や社会人野球の誕生によって野球熱の高揚がみられた、大正末から昭和初期にかけての時代であった。野球場建設のブームは、すでに戦前期に到来していたのである。

国内初の本格的な野球場と評された阪神甲子園球場の設立以降、日本全国に野球場建設が相次いだ。ただしその内実は多様であった。数が多かったのは、大学野球の興隆に対応して大学が設けた野球場と、鉄道会社の沿線開発の一環として建設された野球場であった。大学は学生の人格陶冶の場を、鉄道会社は沿線の価値向上を、野球場に期待していた。一方、こうした野球場へのまなざしは、「公」の側からも注がれていた。学校、企業による私営野球場の建設ブームと同期して、全国の公営の都市公園内に、野球場が次々と建設されていったのである。この系譜は現在にも継承されていることは、次の事実から明らかであろう。2008（平成 20）年の文部科学省の調査によれば、野球場・ソフトボール場の総数 10,113 のうち、約 67%が、都市公園を含む公共スポーツ施設に設立されているのである。では、そもそもこれらの公営の野球場は、一体いかなる意図のもとに設立されたのだろうか。私営の野球場とは異なるその歴史的必然性とは、一体何であったのだろうか。

2. 研究の目的と意義

以上の動機から本研究では、戦前期の関西圏における都市公園内野球場の設立経緯について、兵庫県立明石公

園第一野球場、住之江公園野球場、京都市西京極総合運動公園野球場の 3 球場を対象として検討することを目的とする。本研究の意義は、以下の 3 点にあると考える。

1) 戦前期の都市公園内運動施設の設立に関する歴史的研究は、国内のスポーツがいかにして普及してきたかを、スポーツを行う施設からの視点で検討するものである。本研究を行うことにより、野球をはじめとするスポーツの普及過程を施設レベルから明らかにすることができる。

2) 都市公園の運動施設の一例として都市公園内野球場の設立を検討することは、都市公園内の運動施設さらには野球場について再考察する契機となる。

3) 関西圏における都市公園内野球場の設立を検討することは、野球を一例とした戦前期の国内の地方スポーツ史を明らかにすることができる。

3. 研究対象理由、対象期間

【研究対象理由】

本研究対象を選定した理由は以下の 2 点である。

1) 3 球場ともに、国内の都市公園内野球場の中では早い時期に設立され、戦前期の関西圏において野球が盛んに行われていた地域に位置しているため。

2) 3 球場ともに、大衆に野球が浸透し、かつ都市公園内に運動競技施設が増大した時期である大正末期から昭和初期にかけて設立され、野球史と公園史の両方の観点からその時期の都市公園内野球場の必要性を解明できると考えたため。

【研究対象期間】

兵庫県立明石公園野球場は多目的競技場として建設が

着工された1922(大正13)年から設立された1932(昭和7)年の期間、住之江公園野球場は1927(昭和2)年から設立された1930(昭和5)年の期間、京都市西京極総合運動公園野球場は御成婚奉祝記念京都市運動場として建設が着工された1930(昭和5)年から設立された1932(昭和7)年の期間とする。

4. 先行研究の検討

都市公園史研究において、都市公園内に運動施設が導入された経緯として、①海外視察者からの海外の公園事情の紹介、②戦争を契機としての国民の体力向上の目的、③居留地の外国人からの要望、④学校運動場不足を補うために行った行政の方針、といったことが挙げられている。しかし、競技スポーツの運動施設、特に野球場が設立された経緯は言及されていない。また、野球史研究においても、野球場が戦前期に野球場が都市公園内に設立された背景や具体的経緯は明らかにされていない。

5. 研究の課題と方法

本研究の課題を以下の3点に設定する。

1) 都市公園内野球場が全国的に設立されるに至った背景として、戦前期の都市公園内運動施設の設立の経緯を跡付ける。

2) 都市公園内野球場の具体的事例として関西圏の3球場を選定し、史料より各球場の設立の経緯と特徴を明らかにする。

各球場の設立経緯に関する主要史料は、以下の通りである。

- ・兵庫県立明石公園野球場：

『明石公園擴張工事概要』、『明石公園擴張工事計画』

- ・住之江公園野球場：

『大阪府住江公園工事概要』、『計画・設計・施工 公園及運動場』

- ・京都市西京極総合運動公園野球場：

『折下吉延先生業績録』、『公園計画』

3) 以上の検討を踏まえ、結論部において、各球場の設立の経緯を戦前期の関西圏における都市公園内野球場の特徴という点から評価する。

6. 結果

【都市公園内運動施設の設立経緯】

1873(明治6)年1月15日付けの太政官布告により、日本で初めて公園が誕生した。公園は、土地を租税対象

としたときの地目の一つとして規定されていた。欧米では衛生問題を解決する手段の1つとして公園は位置づけられていたが、日本はそれと異なり市民に開かれた公共の場所としてのみ認識されていた。しかしながら、留学による欧米の公園事情の紹介等を通して、次第に公園は衛生施設として考えられるようになった。

また、第一次世界大戦を契機に国力の充実を図った政府により、国民の健康増進を目的とした施設の必要性が認識されるようになった。ここで注目されたのが公園であった。この時期には、外国の公園、運動場についての紹介や研究が活発に行われた。またスポーツの大衆化により、多くのスポーツ団体が創設され、運動施設の増加がみられた。1937(昭和12)年の厚生省の調査によると、明治期に運動公園及び運動競技場は9か所であったのに対し、大正2年から昭和12年にかけて101か所と、大正11年から昭和初頭にかけて運動競技施設が増大していることがわかる。

こうした時代状況下において、広い土地をもつ都市公園に運動施設が設立されるようになった。

【明石公園野球場の設立経緯と特徴】

1918(大正7)年に設立された明石公園だが、1919(大正8)年に第15代有吉忠一知事が就任し、有吉知事による明石公園大改造計画により転機を迎える。明石公園内にあった農学校の移転問題が地元住民からの強い反対があり最大の障害となったが、移転問題解決後に明石公園の大改造が始まる。また、同時期に「都市計画委員会官制」がスタートし、地方に「都市計画地方委員会」が設置され、ここに国の事務官、技師、属、技手などが配属された。これに伴い公園整備にも法的な道が用意され、さらに中央で教育を受け、経験を積んだ人材が地方で活躍するようになった。「大正の拡張」と呼ばれる1922(大正11)年から1924(大正13)年にかけての明石公園拡張工事では技師の井本政信の指揮により行われた。井本は、当時では思いもよらぬ運動公園構想により、農学校跡地に多目的競技場を設立する。この多目的競技場の設立は、明石公園の公園整備の方向性を決定づけた。

その後1930(昭和5)年から1932(昭和7)年にかけて「昭和の大拡張」と呼ばれる明石公園拡張工事が行われる。これは「大正の拡張」では取り掛かることのできなかった部分への着手と新たな施設の設立を目的としていた。この拡張工事では井本技師に代わって赴任した森一雄技師が中心的役割となった。また、この拡張工事では、運動施設の充実を意図して、多目的競技場があった場所に新たに手を加えて、野球場の設立が行われた。当

時の野球場としては比較的大きく、充実した設備を備えていた。

野球場設立の理由には、当時最も大衆化していたスポーツが野球であること、明石市には県内で優秀なチームだった県立明石中学校があること、市民に親しまれていたスポーツだったことが挙げられる。また「大正の拡張」、

「昭和の大拡張」のいずれも、現在の山陽電鉄から多額の寄付金が寄せられ、鉄道会社の沿線開発の意図を読み取ることができる、これらの複合的な背景下に設立を見た点を、明石球場独自の特徴として挙げることができる。

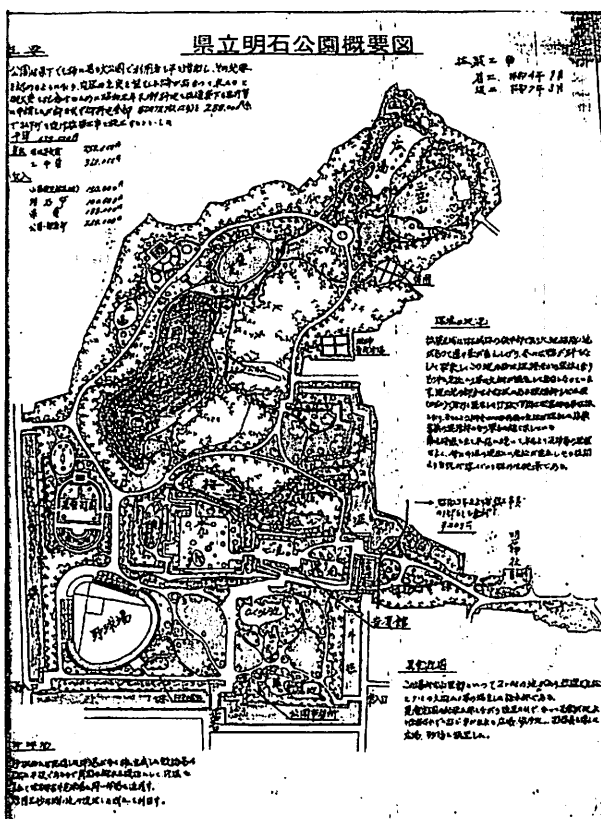


図1 昭和の大拡張概要図

【住之江球場の設立経緯と特徴】

旧住吉公園の縮小によって新たな公園を設立することが計画されたことにより、住之江公園が設立されるに至った。旧住吉公園の運動場が国道の敷設により分断され、利用価値が減少したことから、1924（大正13）年に大阪府都市計画課が他の運動場を設立するよう大阪府公園調査委員会に付議し、都市計画の観点から運動場だけでなく公園の新設を求めた。大阪府公園調査委員会の実地調査により現在地の大阪市南加賀屋1丁目の5万坪の土地を選定、土地買収の財源を公園積立基金から20万円、大阪府一般会計から15万円、計35万円を計上した。ま

たこの公園には、都市の衛生機能を司る役割も期待された。住之江公園設立に際して、付近の鉄道会社による寄付があった。南海鉄道から150,000円、阪堺鉄道から60,000円の寄付を受け、工費予算の大部分を占めることになる。また、阪堺電鉄においては公園西入口近くに住之江公園前駅を設置し、開園17日前に開業している。

ここから、住之江公園設立には鉄道会社の沿線開発の意図を読み取れる。工事は1930（昭和2）年から1933（昭和5）年の3年間かけて行われ、1930（昭和5）年10月18日に住之江公園は誕生した。開園翌日の新聞では「東洋一のスポーツ公園」と、住之江公園の紹介記事を載せた雑誌では「運動公園のさきがけ」と評された。

住之江公園新設にあたり、その設計を行ったのは大屋壘城である。大屋は大阪府立農学校の教師や旧住吉公園の改良工事に携り、その後大阪府公園調査委員会に任命され大阪府技師となった。海外の公園の視察調査をした経験から、大屋は日本の公園に運動を行える機能を持つことの必要性を感じていた。さらには、運動公園を設立する場合に、園内の運動施設をどのように設計するかを知見も深めていた。特に野球場の設計施工や環境整備に理解があり、著書において紹介もしている。このように野球場に対する深い理解があった大屋は、住之江公園の設計時に野球をプレイするに適した野球場を実現させた。つまり住之江球場設立に際しては、公園設計者の意向に深く関わりがあると感じられる。

住之江公園開園当日には、開園を祝した行事を催した後に各種のスポーツ競技会が行われた。この競技会の注目競技として中等学校野球大会が行われ、大阪府下の強豪校が熱戦を繰り広げた。当時の大阪は中等学校だけでなく、一般の市民にも野球が行われていたという調査結果もある。このように野球が盛んであった大阪という地域的背景と、公園設計者の意向から住之江球場は設立に至り、これが住之江球場の特徴として挙げるができる。

【西京極公園野球場の設立経緯と特徴】

太政官布告が公布されて以来各都市に公園を設立する動きが高まる中、京都市はしばらくの間積極的な公園設立を行うことがなかった。その理由は、神社仏閣や名所旧跡が多くあり、これらが公園の機能を代理してきたからである。しかし京都市域の拡大に伴う都市計画により、都市の保健施設の整備の一環として、公園が設立されるようになった。新設される公園は教化訓育、体育運動の場としての積極的利用公園として位置付けられていた。これにより、京都市西京極総合運動公園の前身である、

御成婚奉祝記念京都市運動場が設立されることとなる。

京都市運動場の設計を行ったのは明治神宮内外苑造園事業に携わっていた折下吉延である。折下は明治神宮内苑工事で行われた明治神宮野球場の設立に関わった経験がある。そこでは明治神宮造営局の一員として、内務省や申請団体との折衝にあたり、明治神宮野球場が設立に至る経緯を体験した。また、海外の公園視察の際、アメリカで成功している運動公園を目の当たりにして、日本にも運動公園が必要であることを、また運動公園には野球を行える施設があることを認識していた。これら設計者である折下の経験から、京都市運動場内に西京極公園野球場を設立することに至った。

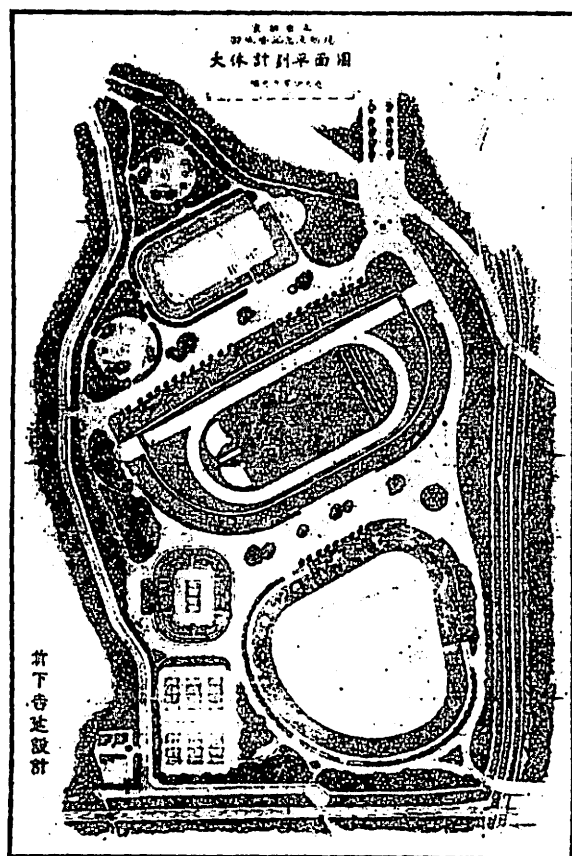


図2 京都市運動場設計図

さらに京都の地獄的背景も密接に関わっている。当時の京都市は大阪市と同じように野球が盛んに行われていた。特に工場労働者が休日の余暇活動で野球を行うことが多かった。京都市運動場が設立された場所は比較的工場労働者が多い地域であり、市民の余暇活動を考慮した結果野球場を設立することになったと考えられ、この地獄的背景は西京極公園野球場の特徴の一つとして挙げられる。また、京都市運動場の設立は京都市教育部の単独事業として進められた。

【戦前期の関西圏における都市公園内野球場の設立経緯の評価】

戦前期という時代背景を追うと、第一次世界大戦の経験により国家としても国力の充実や健康増進を図っていたこと、海外の運動公園の成功事例を視察や研究を行っていた都市計画家や造園学者が紹介していたこと、各種スポーツ団体が相次いで設立されてスポーツをする場を求めていること、これらが相俟って都市公園に運動施設を設立するに至った。その代表例が、東京五大学リーグが明治神宮野球場の設立を申請したことである。関西圏においては、研究対象とした三つの都市公園内野球場の中に、スポーツ団体の直接の申請によって設立されたという経緯は見られなかった。しかしながら、地域の市民や学校が盛んに野球を行っており、これを考慮したことにより都市公園内に野球場が設立されるに至ったという傾向が3球場に共通して見られた。当時の関西圏の都市公園内野球場の設立が、こうした地獄的な野球熱の高揚を背景としていた点を無視することはできない。

ただし、都市公園内野球場の設立理由はそれだけではなく、公園設計者の意向が強く反映され、野球場設立に至ったということもある。これは、海外の運動公園の視察、研究に基づく、当時の技師たちの活発な議論と実践に由来する。公園設計者として任命された技師たちの運動公園、野球場に関する深い認識は、本研究が対象とした三つの関西圏の都市公園内野球場の設立に不可欠なものであった。

また、明石、住之江の事例では、都市公園内野球場設立に際して、鉄道会社の多大な寄付金による貢献が確認された。鉄道会社による沿線開発の一環に、都市公園内野球場の設立支援が含まれていたことが明らかである。都市公園内野球場設立の理論は先進的な技師により関西圏に導入され、設立の実現を見たが、その財源の一部は企業によって供されていた。都市公園内野球場の設立と、地域の企業の意向との密接なかわりを指摘することができよう。

以上のように、3球場の設立経緯は決して一様ではなかったが、それでもなお、戦前期の関西圏における都市公園内野球場の設立経緯を俯瞰すれば、次のようにその特徴を評価することができるだろう。戦前期の関西圏における都市公園内野球場は、地獄的な野球熱の高揚を背景に、明石、住之江では沿線開発を意図した鉄道会社による寄付を主要な財源として、京都では市の単独事業として、運動公園の必要性を認識した行政に任命された先進的な技師の主導により設立された。

(指導教員：秋元 忍)